



**保温ボトルのSG基準(公開用)**

**一般財団法人 製品安全協会**

保温ボトルのSG基準  
SG Standard for thermal bottle

1. 基準の目的

この基準は主として飲料物の保温・保冷を目的とした保温ボトルの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

保温・保冷機能を持つ容器で密閉でき、なおかつ熱源を付属しないものについて適用する。ただし、内容物を空気圧で押し出すものやボトル構造が分離式もしくはガラス製のものは除く。

3. 種類

保温ボトルの種類は次のとおりとする。

(1) 本体の種類による分類

- ①ボトル型 : 本体にコップを持ち、開栓して本体を傾けて注水するもの。
- ②マグカップ型 : 本体の蓋を回すもしくは開閉ボタンを押して蓋を開閉させ本体を傾けて注水するもの。
- ③一口型 : 主に飲み口から直接飲むもの。
- ④卓上型 : 本体に中栓及びハンドル（取っ手）又はつり手を持ち、開栓して本体を傾けて注水するもの。
- ⑤その他のもの : 上記以外の構造を持つもの。

(2) 本体の材質による分類

- ①ステンレス製のもの
- ②樹脂製のもの
- ③その他のもの

4. 安全性品質

保温ボトルの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	
1. 外観、構造、寸法及び容量	1. 保温ボトルの外観、構造、寸法及び容量は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、手指等に危害	

項 目	基 準	
2. 落下衝撃	<p>を与えるようなばり、まくれ、鋭い角部、鋭利な縁面等がないこと。</p> <p>(2) 形が正しく、しわ、傷等が目立たないこと。</p> <p>(3) 各部の接合及び組立ては確実に、緩み、がたつき等がないこと。</p> <p>(4) 保温ボトルとして使用できる最大容量と表示された内容量（以下、実容量という。）との差異は±5%以内であること。</p> <p>2. 落下衝撃試験を実施したとき、本体各部の接合又は組立部にき裂、破損、水漏れ、使用上支障のある変形、がたつき等がないこと。</p>	

項 目	基 準	
3. 振子衝撃	3. 本体もしくは上蓋に下げひもが取り付けられるものにあつては、振り子衝撃試験を実施したとき、本体各部の接合又は組立部にき裂、破損、水漏れ、使用上支障のある変形、がたつき等がないこと。	
4. 中栓の取付けはめ合い	4. 本体に取り付けた中栓を回したまま内容物を注ぎ出すものにあつては、注いだときに中栓が外れて落ちることがないこと。	
5. 安定性	5. 卓上用のものにあつては本体を○° 傾斜させたとき、転倒しないこと。	
6. 取っ手及びつり手の取付け強度	6. 本体に取っ手又はつり手を取り付けられているものにあつては、取り付け強度試験を実施したとき、本体にき裂、破損、使用上支障のある変形、がたつき等がないこと。	

項 目	基 準	
7. 下げひもの取り付け強度	7. 本体や上蓋に下げひもが取り付けられるものにあつては、下げひもの強度試験を実施したとき、本体にき裂、破損、使用上支障のある変形、がたつき等がないこと。	
8. 水漏れ及び湯漏れ	<p>8. (1) 本体に常温水を入れ、振動試験を実施したとき、水漏れ等がないこと。</p> <p>(2) 本体に〇℃以上の湯を入れ振動試験を実施したとき、湯漏れ等がないこと。</p>	
9. 材料	9. (1) 保温ボトルの内面に、めっき又は塗膜が施されているものにあつては、めっき又は塗膜の剥がれなどないこと。	

項 目	基 準	
10. 付属品	<p>(2) 保温ボトルに使用するパッキン及びゴム製品にあつては、耐熱水性試験を実施したとき、粘りつき及び外観上の著しい変化がないこと。</p> <p>(3) 本体に使用する栓の臭気及び内容湯の味について確認すること。</p> <p>(4) 食品に接触又はそのおそれのある部分（ふた及び付属品を含む。）の材料は、食品衛生法に基づく昭和34年厚生省告示第370号第3器具及び容器包装に適合していること。</p> <p>10. 付属品は、使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	

## 5. 表示及び取扱説明書

保温ボトルへの表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 表 示          2. 取扱説明書	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1)申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号。</p> <p>(2)製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明記すること。</p> <p>また、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(16)～(17)については安全警告認識(▲)等を併記するなどしてより認識しやすいものであること。</p> <p>(1)取扱説明書を必ず読み、読んだ後は必ず保管すること。ただし、以下に該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものは、本項を省略してもよい。</p> <p>(2)実容量</p> <p>(3)使用する前には必ず各部に異状がないことを確認すること。また、各部にき裂、破損、へこみ、曲がり、緩みなどの異状を生じた場合は使用しないこと。</p> <p>(4)分解したり改造・修理したりしないこと。</p> <p>(5)火のそばに置かないこと。(外装が合成樹脂のものに限る)</p> <p>(6)中栓及びふたは確実に閉めて使用すること。</p> <p>(7)子供のいたずらに注意すること。</p> <p>(8)飲み物は、中栓下端より少な目に入れること。</p>	

- |  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>(9)丸洗いをしないこと。(ただし、丸洗いできる製品については、洗い方に係る注意事項を記載する。)</p> <p>(10)ドライアイス又は炭酸飲料は入れないこと。</p> <p>(11)コップ、中栓、取っ手等の部分が熱くなる場合があること。</p> <p>(12)パッキン等は正しく確実に取り付けること。</p> <p>(13)内容物を入れたまま長時間放置しないこと。</p> <p>(14)沸騰直後の熱湯を入れるとボトル内部の内圧があがるので、内圧を抜くこと。</p> <p>(15)直飲みする場合はやけどに注意すること。</p> <p>(16)乳幼児の手に届くところに置かないこと。</p> <p>(17)運転中の使用はしないこと。</p> <p>(18)バッグ等で持ち運ぶときは、本体を縦に置くこと。</p> <p>(19)落下やぶついたり、強い衝撃を与えないこと。</p> <p>(20)SGマーク制度は、ボトルの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度であること。</p> <p>(21)製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及びその住所又は連絡先。</p> |  |
|--|--|--|



# 保温ボトルSG基準 解説

この基準は、当該SG基準に関する事項について説明するものであって、当該SG基準の一部ではない。

## 1. 基準作成の経緯

近年のエコブームもあり『マイボトル化』が浸透した結果、急激に保温ボトルの市場が拡大し、それに伴う新規参入事業者が増えたことによる品質の低下が懸念された。

また事故情報でも“漏れ”に関する情報が多く挙げられ、安全性に特化したSG基準の制定が望まれていた。

本基準では使用者が誤った使い方をしないための必要事項を定める一方でJIS規格と安全性に関して整合性を図りつつ、漏れに関しては自転車での使用を考慮した振動試験を採用した。

## 2. 適用範囲

保温ボトルとは飲料物を入れるものであって、保温・保冷機能を持つ容器で密閉でき、なおかつ熱源を付属しないものについて適用した。

なお、内容物を空気で押し出すものやランチボックス等のご飯や具材等を入れるものは対象外とした。

## 3. 種類

市販品の販売形態に併せて本体の種類と材質による分類に区別した。

## 4. 安全性品質について

安全性品質についてはJIS規格と整合化を図りつつ、“漏れ”に関しては振動試験を規定した。JIS規格にある“漏れ”試験とは試験担当者が試験体に水及び熱湯を入れて上下に振り、漏れがあるかを確認するものであったことから、SG基準では試験担当者の力の配分や振り方によって評価が左右されることがないものとした。

## 5. 表示及び取扱説明書について

使用者が誤った使い方をしないための事項並びに注意喚起事項を規定した。特に“乳幼児の手に届くところに置かないこと”及び“運転中の使用はしないこと”については、他の項目より強調表示を求めた。

## 6. 今後の課題について

材料試験では食品に接触又はそのおそれがある部分については食品衛生法に基づく第3器具及び容器包装に適合していることを求めたが、海外規格との整合性については今後の課題としている。